

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第3期狭山市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県狭山市

3 地域再生計画の区域

埼玉県狭山市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、1994年6月の163,647人をピークに人口減少しており、住民基本台帳によると2025年には147,434人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると2050年の本市の総人口は110,891人と推計されている。

年齢三区分別の人口動態をみると、年少人口は1980年以降減少傾向にあり、2005年には老年人口を下回り、2025年は年少人口が14,658人、老年人口が47,814人となっている。また、生産年齢人口は1995年をピークに減少に転じ、2025年は85,749人となっている。

自然動態について、出生数は減少、死亡数は増加しているため、2010年に死亡数が出生数を上回り、以降減少傾向が続いており、2024年は1,392人の自然減となっている。なお、狭山市の合計特殊出生率は、2024年は0.98であり、埼玉県と比較して低い水準が続いている。

社会動態について、2024年は転入者(6,464人)が転出者(5,660人)を上回る社会増(804人)となり、2021年から2024年の4連続の社会増となったが、人口減少や少子高齢化は進行している。

人口減少や少子高齢化が進むことで、労働力の低下や地域経済の縮小、それに伴う税収の減といった課題が生じる。

それらの課題に対応し、人口減少が進むなかにあっても、本市の活力を維持していくため、誰もが楽しく、安全・安心に暮らせる経済基盤と生活基盤の更なる

発展を図る。

なお、取り組むにあたっては、人口減少や社会構造の変化が進む今だからこそ立地や自然、産業、人材などあらゆる分野の可能性を引き出し、集結し、活かして狭山市全体の魅力を高め、更なる成長につなげることを目指し、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標1 「まち」の可能性を引き出す
- ・基本目標2 「ひと」の可能性を引き出す
- ・基本目標3 「しごと」の可能性を引き出す

【数値目標】

5-2の①に掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (R12年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	市街化区域における人口の割合（市街化区域内用人口÷市内総人口）	74.6%	74.6%以上	基本目標1
イ	mGAP（修正地域参画総量指数）	326	326以上	基本目標2
ウ	製造品出荷額等	13,023億円	13,500億円	基本目標3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第3期狭山市まち・ひとしごと創生推進事業

ア 「まち」の可能性を引き出す事業

- イ 「ひと」の可能性を引き出す事業
- ウ 「しごと」の可能性を引き出す事業

② 事業の内容

ア 「まち」の可能性を引き出す事業

拠点となる駅の周辺に眠っている土地を有効活用するとともに都市機能を集約して市街地をコンパクト化し人口密度の維持、生活利便性・魅力の向上につながる好循環を生み出す都市構造を構築する事業

【具体的な事業】

- ・コンパクトなまちづくりの推進
- ・公共交通ネットワークの構築
- ・計画的な土地利用転換 等

イ 「ひと」の可能性を引き出す事業

年齢や性別などに左右されることなく、それぞれの個性が尊重され狭山市に誇りと愛着を持ちながら、狭山市で暮らし、働き、育て、支え合える社会を構築する事業

【具体的な事業】

- ・こども・子育て支援の充実
- ・仕事と子育ての両立支援
- ・教育の内容と支援の充実
- ・教育環境の充実
- ・男女共同参画の推進 等

ウ 「しごと」の可能性を引き出す事業

長年培われた地元企業の技術やノウハウを生かしながら新市場への参入や新技術の開発を支援するとともに立地特性を生かして企業活動に適した環境整備や企業誘致を推進し、次の成長につないでいく産業構造を構築する事業

【具体的な事業】

- ・多様な働き方の支援と雇用機会の拡充
- ・地域商業の活性化

- ・新たな企業・事業者の育成
- ・工業の活性化 等

※なお、詳細は第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

500,000千円（2026年度～2030年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度3月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後、速やかに狭山市公式ホームページにて公表する。

⑥ 事業実施期間

2026年4月1日から2031年3月31日まで

6 計画期間

2026年4月1日から2031年3月31日まで